

九州電力株式会社川内原子力発電所の
発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）の
許可に係る執行停止申立て及び異議申立てに対する決定について（案）

平成27年12月11日
原子力規制委員会

1. 経緯

原子力規制委員会が平成26年9月10日に決定した九州電力株式会社川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更（1号及び2号発電用原子炉施設の変更）許可（以下「本件設置変更許可」という。）について、申立人らから原子力規制委員会に対し、同年11月7日に異議申立書が提出され、また、同年12月18日に執行停止の申立書が提出された。

これらについて、原子力規制委員会は口頭意見陳述会の開催も含め審理を進めてきたところ、本件申立てに対して原子力規制委員会としての見解の取りまとめに至ったことから、その決定について諮ることとする。

<参考>主な経緯

平成26年9月10日	川内原子力発電所の発電用原子炉の設置変更許可
11月7日	申立人が異議申立書を提出
11月12日	原子力規制委員会において、審理及びその資料、議事録を非公開とすることを了承
12月18日	申立人が執行停止の申立書を提出
平成27年1月21日	口頭意見陳述会
12月11日	本件について原子力規制委員会決定（予定）

2. 申立人の主張要旨

本件申立てについて、申立人らの主張要旨は次のとおりである。

(1) 執行停止の申立て主張要旨

- ・火山影響評価ガイドの内容に欠陥があり、どのような数値基準をもってカルデラ噴火の発生可能性が十分小さいと判断するかが書かれておらず、曖昧かつ恣意的な基準と言わざるを得ない。

(2) 異議申立て主張要旨

- ・原子力災害対策特別措置法に基づく「原子力緊急事態宣言」は発せられたままであり、原子力災害が起きたら、被ばく労働を更に担える作業者がいない。
- ・安全確保に重要な施設や設備の整備を5年間猶予するという判断には根拠がない。
- ・代替施設の利用を容認するという判断には根拠がない。

- ・「震源を特定して策定する地震動」策定において、震源から川内原発の敷地までの距離が十分離れていることをもって、本来考慮すべきプレート間地震及び海洋プレート内地震を検討用地震として選定していないことは、九州電力の主張を審議抜きで容認しているため不備がある。
- ・規則で「海洋への放射性物質の拡散を抑制する設備を整備すること」を要求していても、福島第一原子力発電所で発生しているような汚染水問題は対処不能である。
- ・2600℃もの溶融炉心を、1200℃以下で溶けるコンクリートで受け止める構造を放置したまま、溶融物を水で冷やす対策を行っても水蒸気爆発が起きる可能性を増やすだけである。
- ・緊急事態応急対策拠点施設を原子力施設から離れた場所に設置していない、放射線防護のための一次避難ができる施設を整備していない、避難計画の実効性を確認していない。
- ・IAEAの安全基準を尊重しておらず、米国の原子力規制委員会の規制基準も無視している。
- ・川内原発の2キロ程の地点に始良カルデラの噴火による堆積物の露頭があり、川内原発の敷地に火砕流が到達していたと考えられるため、川内原発の立地が不適當である。

等

3. 原子力規制委員会の決定書の構成について（別添 決定書）

本件申立てについて、申立人らの主張に対する事実関係は別添の決定書のとおりである。それぞれの決定書の構成は次のとおり。なお、執行停止申立決定書の下線部は、執行停止に係る緊急の必要性を述べた項目である。

【異議申立て決定書】

主文

事実及び決定の理由

第1 事実

第2 決定の理由

1. 異議申立適格について
2. 申立人らが主張する違法ないし不当事由のうち本件異議申立ての審理、判断の対象外の事項
3. 本件設置変更許可処分の手続的違法性について
4. 本件設置変更許可処分の実体的不当性ないし違法性について
 - (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項の規定により準用される同法第43条の3の6第1項第3号所定の要件適合性審査に違法性ないし不当性はあるか。
 - (2) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項の規定により準用される同法第43条の3の6第1項第4号所定の要件適合性審査に違法性

ないし不当性はあるか。

- ア 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈の合理性について
- イ 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の要件適合性について

【執行停止申立てに対する決定について（通知）】

理由

第1. 異議申立適格について

第2. 処分、処分の執行又は手続の続行により生ずる重大な損害を避けるため緊急の必要があるとは認められないことについて

第3. 本案について理由がないとみえることについて

- 1. 申立人らが主張する違法ないし不当事由のうち本件異議申立ての審理、判断の対象外の事項
- 2. 本件設置変更許可処分の手続的違法性について
- 3. 本件設置変更許可処分の実体的不当性ないし違法性について
 - (1) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項の規定により準用される同法第43条の3の6第1項第3号所定の要件適合性審査に違法性ないし不当性はあるか。
 - (2) 原子炉等規制法第43条の3の8第2項の規定により準用される同法第43条の3の6第1項第4号所定の要件適合性審査に違法性ないし不当性はあるか。
 - ア 実用発電用原子炉及びその附属施設の位置、構造及び設備の基準に関する規則及びその解釈の合理性について
 - イ 原子炉等規制法第43条の3の6第1項第4号の要件適合性について

第4. 結論

4. 今後の予定

本決定を申立人に送達後、審理の結果、資料及び議事要旨について、原子力規制委員会ホームページに公開する。

(参考)

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年六月十日 法律第百六十六号）

（設置の許可）

第四十三条の三の五 発電用原子炉を設置しようとする者は、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。

2 （略）

（許可の基準）

第四十三条の三の六 原子力規制委員会は、前条第一項の許可の申請があつた場合においては、その申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

- 一 発電用原子炉が平和の目的以外に利用されるおそれがないこと。
- 二 その者に発電用原子炉を設置するために必要な技術的能力及び経理的基礎があること。
- 三 その者に重大事故（発電用原子炉の炉心の著しい損傷その他の原子力規制委員会規則で定める重大な事故をいう。第四十三条の三の二十二第一項及び第四十三条の三の二十九第二項第二号において同じ。）の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力その他の発電用原子炉の運転を適確に遂行するに足る技術的能力があること。
- 四 発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして原子力規制委員会規則で定める基準に適合するものであること。

2・3 （略）

（変更の許可及び届出等）

第四十三条の三の八 第四十三条の三の五第一項の許可を受けた者（以下「発電用原子炉設置者」という。）は、同条第二項第二号から第五号まで又は第八号から第十号までに掲げる事項を変更しようとするときは、政令で定めるところにより、原子力規制委員会の許可を受けなければならない。ただし、同項第四号に掲げる事項のうち工場若しくは事業所の名称のみを変更しようとするとき、又は同項第五号に掲げる事項の変更のうち第四項の原子力規制委員会規則で定める変更のみをしようとするときは、この限りでない。

2 第四十三条の三の六の規定は、前項本文の許可に準用する。

3～8 （略）

(不服申立て等)

第七十条 この法律の規定により指定保障措置検査等実施機関が行う保障措置検査の業務に係る処分について不服がある者は、原子力規制委員会に対し、行政不服審査法（昭和三十七年法律第百六十号）による審査請求をすることができる。

2 この法律（第二十二條の三第一項及び第二項並びに第四十一條第一項及び第二項を除く。）の規定による処分の取消しの訴えは、当該処分についての異議申立てに対する決定（前項の規定により審査請求をすることができる処分にあつては、審査請求に対する裁決）を経た後でなければ、提起することができない。

3 この法律の規定による処分については、行政手続法第二十七條第二項の規定は、適用しない。

行政不服審査法（昭和三十七年九月十五日法律第百六十号）

(処分についての異議申立て)

第六條 行政庁の処分についての異議申立ては、次の場合にすることができる。ただし、第一号又は第二号の場合において、当該処分について審査請求をすることができるときは、法律に特別の定めがある場合を除くほか、することができない。

- 一 処分庁に上級行政庁がないとき。
- 二・三 (略)

(審理の方式)

第二十五條 審査請求の審理は、書面による。ただし、審査請求人又は参加人の申立てがあつたときは、審査庁は、申立人に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

2 前項ただし書の場合には、審査請求人又は参加人は、審査庁の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

(決定)

第四十七條 異議申立てが法定の期間経過後にされたものであるとき、その他不適法であるときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを却下する。

2 異議申立てが理由がないときは、処分庁は、決定で、当該異議申立てを棄却する。

3 処分（事実行為を除く。）についての異議申立てが理由があるときは、処分庁は、決定で、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更する。ただし、異議申立人の不利益に当該処分を変更することができず、また、当該処分が法令に基づく審議会その他の合議制の行政機関の答申に基づいてされ

たものであるときは、さらに当該行政機関に諮問し、その答申に基づかなければ、当該処分の全部若しくは一部を取り消し、又はこれを変更することができない。

4・5 (略)

(審査請求に関する規定の準用)

第四十八条 前節(第十四条第一項本文、第十五条第三項、第十七条、第十八条、第二十条、第二十二條、第二十三條、第三十三條、第三十四條第三項、第四十条第一項から第五項まで、第四十一条第二項及び第四十三條を除く。)の規定は、処分についての異議申立てに準用する。

行政事件訴訟法(昭和三十七年五月十六日法律第百三十九号)

(原告適格)

第九条 処分の取消しの訴え及び裁決の取消しの訴え(以下「取消訴訟」という。)は、当該処分又は裁決の取消しを求めるとき法律上の利益を有する者(処分又は裁決の効果が期間の経過その他の理由によりなくなつた後においてもなお処分又は裁決の取消しによつて回復すべき法律上の利益を有する者を含む。)に限り、提起することができる。

2 裁判所は、処分又は裁決の相手方以外の者について前項に規定する法律上の利益の有無を判断するに当たつては、当該処分又は裁決の根拠となる法令の規定の文言のみによることなく、当該法令の趣旨及び目的並びに当該処分において考慮されるべき利益の内容及び性質を考慮するものとする。この場合において、当該法令の趣旨及び目的を考慮するに当たつては、当該法令と目的を共通にする関係法令があるときはその趣旨及び目的をも参酌するものとし、当該利益の内容及び性質を考慮するに当たつては、当該処分又は裁決がその根拠となる法令に違反してされた場合に害されることとなる利益の内容及び性質並びにこれが害される態様及び程度をも勘案するものとする。

原子力規制委員会議事運営要領(改正平成24年9月26日原規広発第120926001号原子力規制委員会決定)

(会議の公開等)

第七条 委員会は、会議を開催するときは、原則として会議を公開するものとする。ただし、行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成十一年五月十四日法律第四十二号)第五条に定める不開示情報(以下「不開示情報」という。)を扱う場合その他委員会が公開しないことが適当であるとした場合は、この限りではない。

- 2 委員会は、前項ただし書の規定により会議を公開しないこととしたときは、その理由を公表するものとする。

(資料及び議事録の公開等)

第八条 委員会は、会議を開催したときは、原則として資料及び議事録を公開するものとする。ただし、不開示情報に該当するものその他委員会が公開しないことが適当であるとしたものについては、この限りではない。

- 2 委員会は、前項ただし書の規定により資料及び議事録を公開しないこととしたときは、その理由を明示する。
- 3 委員会は、議事録を公開しないこととしたときは、議事要旨を公開するものとする。